## 裁 判 所 職 員 定員 法 0) 部 を 改 正 する法律案に 対 す る附 帯 決 議

令和五年四月六日

参

議

院

法

務

委

員

会

政 府 及 び 最高 裁判证 所 は、 本 法 0 施行に当 」たり、 次 0 事 項 12 つい て 格 段 0 配 慮 をす べ きで あ る。

官 0 能 力 及 び 職 責  $\mathcal{O}$ 重 さ  $\mathcal{O}$ 自 覚  $\mathcal{O}$ 層  $\mathcal{O}$ 向 上 に 努 め ること。

証

し、

審

理

 $\mathcal{O}$ 

運

用

手

法

制

度

 $\mathcal{O}$ 

改

善

等

に

取

ŋ

組

む

<u>ك</u> ك

ŧ

に、

産

業

0)

高

度

化

B

国

際

化

12

対

応

で

き

る

よう

裁

判

民事

訴

訟

手

続

の審

理

期

間

及

び

合

議

率

0

目標

を

達

成

す

る

た

め、

審

理

期

間

が

長

期

化

L

7

1

る

近

年

0

状

況

を

検

裁 判 所 職 員 定 員 法  $\mathcal{O}$ 改 正 を 行 う 場 合 に は 引 き 続 き、 判 事 補 カ 5 判 事 に 任 命 さ れ ること が 見 込 ま れ る

0) 概 数 لح 判 事  $\mathcal{O}$ 欠 員 見 込 4  $\mathcal{O}$ 概 数 を 明 5 か に L そ  $\mathcal{O}$ 定 員 が 適 正 で あ る こと を 明 確 に す ること。

三 令 和 年 兀 月 + 六 日 及 び 令 和 三 年 兀 月 六 日  $\mathcal{O}$ 当 委 員 会 に お け る 各 附 帯 決 議 等 を 踏 ま え 最 高 裁 判 所 に お

11 て、 引 き 続 き、 判 事 補  $\mathcal{O}$ 定 員  $\mathcal{O}$ 充 足 12 努 め る لح کے ŧ に 判 事 補  $\mathcal{O}$ 定 員  $\mathcal{O}$ 在 ŋ 方 に つ 1 て、 現 実 的 な 実 員

 $\mathcal{O}$ 増 減 見 通 L ŧ 踏 ま え て 更 な る 削 減 等 Ł 含  $\otimes$ 検 討 L て 1 くこと。

兀

現 在  $\mathcal{O}$ 法 曹 養 成 制 度 0 下 で 法 曹 志 望 者 0) 数 12 0 *\*\ て 顕 著 な 改 善 傾 向 が 見 5 れ な *\*\ ことを踏 ま え、 そ 0) ک

とが 法 曹  $\mathcal{O}$ 質 Þ 判 事 補 任 官 者 数 に 及 ぼ す 影 響 に 0 き引 き 続 き必 要 な 分 析 を 行 V. そ 0 結 果 を 玉 会 に 示 す لح

と も に、 同 制 度 B 法 改 正  $\mathcal{O}$ 趣 旨 を踏まえ た 更 な る 法 曹 養 成 機 能  $\mathcal{O}$ 向 上、 法 曹 志 望 者 0) 増 加 等 に 向 け た 取 組

をより一層進めること。

五 裁 判 手 続 等  $\mathcal{O}$ デ ジ タ ル 化  $\mathcal{O}$ 進 捗 状 況 を 踏ま え、 合 理 化 効 率 化 が 可 能 な 事 務 لح 注 力 すべ き事 務 をそ れ ぞ

れ 考 慮 L た 上 で 適 切 な 人 員 配 置 を 行 うよう 努 め るとともに、裁判 官 以 外 0) 裁 判 所 職 員 0) 労 働 時 間 を 把 握

適切な労働環境を整えること。

六 社 会  $\mathcal{O}$ 耳 目 を 集  $\Diamond$ た 事 件  $\mathcal{O}$ 事 件 記 録 が 特 別 保 存 に 付 されることなく廃 棄さ れ て ١ ر たことを踏

ま

え、

今後

 $\mathcal{O}$ 事 件 記 録  $\mathcal{O}$ + 分 な 管 理 体 制  $\mathcal{O}$ 確 立 に 努 め ること。

右決議する。